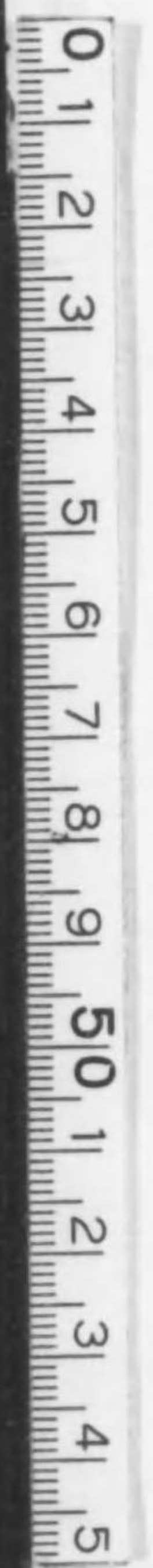


368
228

368-228
1200501446953



筑紫史談茅四十七集
幕末福岡藩
津行の先駆
松下直美
概蹟(四)
大熊浅次郎

始



筑紫史談第四拾七集 昭和四年八月三十日發行 拔萃

幕末福岡藩
洋行の先驅
松 下 直 美 概 蹟
(四)

大 熊 淺 次 郎



(影真之代時官在鮮朝年晩美直下松)

Le Berne
 Consigné 1862 à 3 h.
 arrivé le 7 — à 3 h. 20 m.
 J'habite chez mes parents
 Lausanne.
 J'arriverai demain 2.
 j'aurai le plaisir de vous
 voir à la gare Brumdale
 Brumdale

日七月七(年四應慶)年八十六百八千壹曆西中學留ンザル西瑞
元政公朝
 電るたり送に下松發ンルベリよドルーオウソレブのカッリズ
 (照參篇二第)讀手るたへ控き書てに筆毛に記日のら自を文信

著者寄贈本



幕末福岡藩 洋行の先驅 松下直美概蹟 (四)

大熊 淺次郎



時維明治二年己五月十八日西曆六月十七日松下はフレンチと共に無事横濱に歸着し、前記せし如く維新勿々天下の形勢は一變し、全く内地の狀況を辨知する能はず。偶長崎にて同遊の誼ある林清康に會し、久闊を叙し、又同學の野村辰太郎後の男爵野村維章に邂逅し、會心の思に堪へざりしが、同人に導かれ、時の神奈川府判事中井弘三郎の寓居を訪問し、之れより東上し我藩邸に伺候するに就き、萬事の指導を乞ひたるに、東京には豫て長崎にて知合ひひびきなりし、且、ボストンにて世話になりたる、花房虎太郎が在り、幸に外國官御用掛を勤め居るを以て、之れを手寄に相談せば、東京の事情も知り得らるべしと云へり、野村は曩日の變遷を物語りて云ふには、君の藩にては僕の土佐藩に對し、非常の迷惑を掛いられたる事件突發せしが、夫は筑前藩の金子才吉と云ふが、長崎丸山廓内に於て英人を殺害したる椿事を惹起し、朝野を震撼せしめ、筑前藩にては之れを隠蔽して知らざる底なりしが、圖らずも土佐藩壯士の所爲なりとて、意外の嫌疑を蒙り、色々苦められたるも、後日發覺して土佐藩の冤罪なりし事情は、判明するに至れりとの、兩藩の關

係事件を聞かされ、歸着早々大に刺撃せられたりと云ふ。扱松下は翌日フレンチと同道し、野村及中井の家來に伴はれて馬車にて出京し、先づ築地の中井邸に到り、夫れより五代才助を訪ひ、去つて外國官に行き町田民部に面謁し、暫時對談の後フレンチと共に小田原町の花房虎太郎邸に赴き、曩に筑前留學生一行の米國ボストンに至りし初、始めて色々世話になりし厚意を謝し、自分此度歸朝したるに就ては爰に亦改めて花房の勞を煩はさんとするものある事情を披瀝せりと云ふ。

花房は岡山の藩士にして、曾つて長崎にて知合ひとなり、曩年藩命を帯びて、エンヒュルドライブル買入の爲め長崎に到り、此間奇抜の行動もあり、花房は實は千八百六十七年佛國巴里に開かるゝ萬國博覽會を見物せんとの志望を抱き、曩に佛國に派遣せられたる、徳川民部大輔使節の一行を目指して佛國に赴かんとするや、恰も善し長崎大浦にありし、ボストン府のフレンチが、其年六月故國に歸へるを幸として同行を乞ひ、印度洋を踰へて、先づ佛國に入り、歐洲を歴遊して後ち米國に渡り、ボストン府に落付き、未だ丁髯頭にて唐棧

の着流しと云ふ扮装にて、下宿屋に滞留せる頃にして、松下
其他留學生一行が、圓らずも此處を訪問すれば、往年長崎に
て知合ひたる岡山藩の花房虎太郎のあり、一行は斯くも
珍らしく異境の天地にて、知人に會遇したるを喜び、何かと
助勢を乞ひたるに、花房は既に彼地の事情を知り居ること
で、色々留學生一同を導き、世話をなしたるなり。花房は
越へて明治の初年に歸國したるが、身邊を圍る難題に直面
し、京都の藩邸の御裁きを受くることとなり、當時岡山藩に
は軍艦を所有し居り、維新後政府は艦船入用とありて之れを
要請し、早速藩よりは之れを献納することとなりたるも、悲
い哉肝腎の船舶を操縦する人物なし、幸にも花房は西洋より
歸り、新智識を得て豫て海軍練習運用術の素養ある所よりし
て、直ちに命せられて船長の役を勤むることとなりたる談柄
もあり、花房には怪我の光明を云ふべき、僥倖の運命は爰に
開かれ、他日仕官累進して外交官となり、宮内官となり、樞
密顧問官となり、頭等の地位を占むるに至れりと云ふ。
松下は前述の如く、花房とは米國にての深き因縁あり、同
人の取計によりて、筑前藩邸に伺候するの手續をとりしに、
藩公よりは何時にても参邸すべしとの沙汰ありしが、松下は
出京匆匆フレンチと共に、築地ホテルに休憩したるままに
て、身の納まりも付かず、取敢へず新橋汐留の置屋と云ふ、
船宿の二階を借受け旅装を解き、先づ銀座尾張町の「るび屋」
といへる呉服屋に行き、納戸編の單物及び兵児帯を新調した
るも、羽織袴は花房のものを借用し、衣裝を整へて漸くにし
て花房の家來附添ひ、霞ヶ關藩邸に伺候することとなりたり、

權大參事村用六、公用人山内俊郎の取成にて奥に罷出で、
暫らく頭取詰所に控へ、御認め頂戴し、而して後藩主長知公
に拜謁し、謹みて在外留學生中の経過状況を逐一に言上し、同
席には月形潔外兩三人列席の面前にて、萬國博覽會の景況杯
をも詳細報告に及べりと云ふ。

殘留學生 學資繼續

松下は藩邸を辞去し、團平一郎を御木屋
に、其他要路を訪問して、歐米諸國の文明進
歩の有様を説き、在外留學生は之れより益々
研學の急要なる所以を詳述し、此度藩命否み難く、自分獨り
一先づ歸朝したるも、殘留學生に對しては學資給與を乞ひ、
何卒目的を成達せしめたく恩典に預る様、陳情を盡くしたる
に、當局の議論は只會計不如意の一天張にて、之れを容るる
の模様もなかりしが、松下は又歸朝しての先決問題として
は、以上學資哀願の外に、差急ぐものは歸國旅費の不足に村
て、瑞西領事に相談して、シールより借用せる四百弗、及
び米國渡航後平賀一行の滞在費を合せ、今後の修學費とし
て、ボストンのフレンチよりの立替金貳千弗を、速かに横濱
駐在領事フレンチウオルドの手を経て、返済せざるべからざ
るの一事なり。先づ此丈の御下渡しを要請したるに、之に對し
ては、定府なる會計方高木彌八郎（註）は事情已むを得ざるこ
ととして、大參事矢野安雄、權大參事團平一郎（註）の諮詢り、
返金の事は嘉納せられ、高木の手より墨西哥弗にて御渡を受
けることとなり、松下は即日横濱に持行き、フレンチ及びシ
ールに懇案として残されたるは、米國殘留學生の學資給與
扱茲に懸案として残されたるは、米國殘留學生の學資給與

繼續の問題なり、松下は最早再渡航を断念したるも、平賀、
井上、本間の三人は、此際是非共留學を繼續せしめ、之れに
對する一ケ年六百弗宛の仕送りや仰ぎたく懇請に及びたる
に、藩にては財政多端困難の折柄、學資給與のことは、到底
不可能として成立の見込なく、去りとて之れを断念すべく
もあらず、松下は折角自から先ちて歸朝したる甲斐もなく、
途方に暮れたる處、幸に留學生の事情を熟知せる花房虎太郎
を訪ふて藩情の在る所を打明け、何とか活路を開く方法なき
やと斡旋方を依頼したるに、花房も此間の事情を諒察し、百
方奔走の末、遂に外國官に行きて上申したる處、詮議の結
果、井上本間の兩人に對しては、之れを明治政府海軍寮の官
費生として、留學繼續のことに取極められたる旨、公用人に
相達せられ、漸く茲に松下の願望は達成することとなり、
外國官よりの令達書左の如くなり。

右之者一昨年より米國留學在候處於彼地專勵勤學之旨相聞候ニ付壹ケ年
ニ洋銀六百枚宛爲御実行被下之候事
但當人共之者當官より申渡候事
己六月（明治二年） 外 官

以上の如く井上、本間の款願は達成したるも、平賀先生の
み取除となりたるは、遺憾至極のことなれば、松下は更に藩
主家に款願し、責めては一ケ年なりとも、是非共學資給與の
運びに相成る様、懇請に及びたるに、御評議の結果は、今一
度花房に官費生の取成を依頼して貰ひたしとの仰せなりし
が、之れに就ては花房に對し、二度とは頼み難し、之れ丈は
藩主家に哀願するの外なしとて、絶ての懇請を盡くしたる

處、遂に長薄老公の特別の思召により、平賀の學資仕送りの
繼續を嘉納せらるること決定せられたりと云ふ。是に於て
平賀破三郎は引續き法學を専攻し、井上良一、本間英一郎兩
人は、アマストのナシ先生の家塾を出で、共にウイスターの
兵學校に入り、後又井上はハイバート大學に入り、法學教師
ホームズに就て法律學を修め本間はマサツチウセツ州工
藝學校に入り、各四年間刻苦精學業を積み、後日其名を成
すに至れるは、是れ實に舊藩主家の恩賞と、政府の援助及び
花房松下の助言盡力の致す所ならずんはあらざるなり。

松下は藩主家に復命を了へ、在米三人の學資給與の款願を
も成就せしめ、自分の責務を果したるより、速かに家國に歸
へり父母を省みんとす、花房は頻りに松下の此儘京地に留ま
りて、中央政府に仕官せんことを懇請したるも、恰かも長薄
公退隱の事あり、此年二月世子長知君家督の後に續て版籍奉
還となり、新たに福岡藩知事に任せられ、歸藩の途に就かる
こととなり、藩船環瀛丸は御國元より廻着したるを以て、
松下も之れに便乗して歸國を急ぐこととなり、即ち明治二年
七月十四日を以て、知事公の御一行に隨伴して品川沖を解航
し、途中浦賀下田を経て江尻に寄港し、二十日遠州灘を航行
し鳥羽沖を過ぎ、二十一日紀州沖を通過し、其日九時半時
午後兵庫港に入艦、御上陸の後兩三日御滞在となり、二十五
日出船一路藩地に向ひ、二十七日無事福岡港に安着し、松下
は風呂屋町なる懐かしき父母の家に歸り、平安を喜び合へり
と云ふ。之れ實に松下の最後慶應三年二月八日郷關を出でて
長崎に到り、翌月二十五日長崎を出で編程に上り、四月十

六日江戸に着し、爾來二ヶ月餘江戸に滞在して、便船を待つこと久しく、七月二十五日愈横濱發程太平洋航途に上り、米海歐洋を経て歐大陸に入り、瑞西留學の後、再び歐洋を過ぎ米大陸を経て、明治二年五月十四日横濱に歸着し、江戸改稱の東京に上りて藩公に面謁し、七月十四日京地を出立し、同月二十七日故國に歸るまで足掛三ヶ年なり、亦短かしく云ふべからざるなり。

鹿兒島 藩遊學

松下は歸朝後猶ほ研學の志望を抱き、間もなく東京修業を命せられたるも固らずも鹿兒島遊學と變更せられたり、當時藩にて青年を簡拔し、留學せしめられたるは、東京、静岡、山口、長崎、日田、鹿兒島の各地に分遣せられたるにて、松下は明治二年十一月十八日福岡を出發し、南薩に向ひたるが、一行の總べては六名にして、就中松下此時一と青木善平は、曩の海外留學生の一行にして、洋學を目的とし、海妻猪勇男、大矢田貢後は皇國學に、大庭景基後の細井恭次郎は漢學を選び、各其志す所を異にせり、和漢洋三派の學生が相伴ふて、道中すること、中々議論も盛にして、勝手の熱を吹きたりと云ふ。出立當日は難餉にて細井昌太郎に會し、太宰府に至り、三木五六郎後の方にて一酌を試み、其夜は松崎泊り、十九日は筑後久留米領より柳河領高泊り、二十日には肥後路に入り山鹿温泉泊り、二十一日熊本藩城下に着し、此處にて佐賀藩の徳久九郎次後の徳久九郎次、石井武之助等と出逢ひ、亦議論の種を高く、之れより同行して翌日宇土に至り、紀の國屋といふに何れも宿泊せしが、談論風發し、粗暴

出帆本渡瀬戸を過ぎ、某崎に繫泊し、十三日朝針崎の瀬戸を通過し十二時に茂木に着し、其日長崎に安着し、船大工町内田屋と云ふに投宿せりと云ふ。之れより先き、松下の始めて長崎に遊學せしは、安政五年にして、翌年歸國し、萬延元年又至り、父の病を見て一旦歸國し、文久三年に再遊愈々洋學に志し、研學中偶々藩公の簡拔により海外留學を命せられ、其後中歸りの後長崎を門出せしは、實に慶應三年三月にして、爾來歐洲留學央にして、明治二年五月歸朝するや、間もなく亦鹿兒島遊學となりたるにて、回顧すれば、長崎は松下の發祥地にして、足掛三年後の形勢は大に面目を改む、先づ佛蘭西領事館を訪ひ、コンシユルの説を聞き遠巡すべきの秋にあらざるを察し、大に發奮する所あり。是に於て乎世界の大事勢を論じ、天下の趨く所を説き、頻りに西洋の文明を鼓吹し、之れを藩廳に進言せんと欲し、其月二十三日一先づ福岡に歸り、藩廳に上書せり、次で藩よりは鹿兒島に在る青木善平に對し、宮内權大參事より鹿兒島藩大參事向け青木の留學を解き、歸藩を命せられたり、松下は越へて二月二日福岡を出立して再び長崎に至り、夫れより鹿兒島に赴かんとて船便を待ちつゝありし折柄、偶々鹿兒島留學の一行たりし大庭、海妻、細井の三人は、歸藩の路次長崎に立寄り、松下を訪ひ來るあり、一行は同地の形勢を見るに及び、皆の感想は大に一變せりと云ふ。松下は青木の病狀全く癒へず、獨り鹿兒島に在りしが、藩廳より歸國の命ありたれば、之れを迎へるに共に、自分も同地を引揚ぐる爲め、其月十三日再び發足し彼地に赴きたり、此度は櫻島を見物し最新の製鐵場杯を見分

なる行爲も出でしと云ふ。要するに當時の議論の焦點は、皆一齊に松下に向つて洋學を廢せよと迫り、互に口角泡を飛ばし、負けず劣らずの論戰なりしが、結局は鹿兒島着の上にて、論結せんと云ふにありしが、二十三日には八代に着し油屋に宿泊し、同學青木善平は腰痛を生し大に閉口せり、二十四日、日奈久より乗船海路をとり、翌日曉七時半時今午薩州領米津に着き上陸、二十六日市來驛泊り、翌日午後七時半時の無事鹿兒島に安着せり、一行は各宿を異にし、松下は加治屋町小野直次郎方へ投したり、到着翌日直ちに一同の學寮入學式を行ふ筈なりしも、同行の青木善平途中より病に侵され、介抱に取紛れたる爲め、其日の入學は見合せとなり、數日の後皇漢學生は學寮に入塾し、松下は伊地知彌平太と云ふ人を會頭として、窮理書を講じたり。曩に途中より議論に花を咲かせたる、洋學排斥論の先鋒たりし徳久を始め、同臭の人達は、入薩以來世の風潮に刺撃せられ、初の熱論も、今は大に冷却し、最早洋學をも學ばねばならぬ必要を痛感し、何れも松下の洋學論に共鳴し來り、徳久等は漸く天下の大勢に目醒めたるが如くなりしと云へり。松下は長崎へ用事あり、越へて明治三年正月八日三邦丸に搭し、鹿兒島を出帆したるが、生憎逆風に遭ひ、波浪高く進行を阻まれ、山川に立寄り、出水の脇本に繫船し、十日に至り漸く航海を續けたるに、夜五時頃今午の天草灘に差掛り、鬼木崎前に於て暗礁に乗り上げ船客大騒ぎとなり、此時前年五月下旬以來の日誌及び洋行中の文書寫真類等皆海中に沈めたり、松下は幸に小舟にて避難し、牛深に上陸し、一泊の後他船に乗換へ、十一日

し、大矢田、徳重、小林、小野等の世話を受けた。同月二十五日に至り、青木を伴ひ成通丸に搭し、長崎へ引揚げたり、二十九日長崎着後は萬屋佐吉方に投せしが、青木は之れより本藩に歸り、松下は暫らく長崎に留まりて、修業することとなりしと云ふ。

長崎修業 中の動靜

曩に松下は時勢の趨く所を洞見し、意見書を藩廳に呈出せしに、上下の人々先見の明に服し、何れも就て上書を読み、各覺醒する所ありと云ふ。松下は益々洋學を鼓吹し、文明の潮流に掉さんとせば長崎に留するを便宜とし、暫く佛蘭西領事の許に入塾し、デュリー氏に就て修業することとなりし。

四月八日滞崎中なる川下勘七より、福岡表より大鵬丸入津せりとの趣を注進せり、藩主長知公御上艦の處、明日御上陸御見物の沙汰あり、松本主殿へ面接せるに、松下へも御伴仰付けられたり、本艦には大參事矢野安雄、權大參事小村用六、堀川次八郎、小野元琳新語江上澄、廣田田龍等乗組み。此度は薩州へ御越の由、松下は此機を逸せず、矢野大參事、中村權大參事を通じて、自己の抱持せる新説所見を逐一言上する所ありたりと云へり。藩公は御上陸の後、出島のヒンニヤタルを訪ひ、夫より大浦のクラブ商會に行き、夫よりゲキマンスを訪問せらる、十一日に至り出港、鹿兒島へ向はせられたりと云ふ。

其後福岡よりは建部小四郎、久光彦六初性高代及小松武郎の來れるに逢ふ、建部及久光は薩藩に赴く途中なり、又薩州より歸途にある安川敬一郎後、小西浩太郎後の兩

人に逢ふ、兩人は薩藩に於て、恰かも藩主長知公の御來遊に
出會し、拜謁することを得たりと云ふ。(拜謁の事後日安川)又滯
崎中には、藩地よりは貝原九十郎、細井昌太郎の來るあり、又
司計局判事三隅傳八は藩命を帯びて、異人より公用金三十萬
兩許借入の御用として來れるに會せり、之れより先き、横
濱歸着の際、邂逅せし野村辰太郎野村藩の男爵は、此時長崎知縣事
として在任せしが、松下は豫て相識の間柄なれば、建部、久
光を導き亦屢々往來せりと云ふ。此他交遊せし面々の中に
は、佐賀藩の松林源藏、大村藩の一瀬某、岡山藩の丹澤某等何
れも佛語修業の友として往來せりと云ふ。松下は爾後デュリ
佛國領事に就て懇切の指教を受け、孜孜研鑽を積みしが、
爾らも領事館の都合とありて、横濱駐在の副領事ルーセル來
りてデュリと更替することとなりたれば、松下は修業央に
してデ氏と袂を別つこととなり、後圖を講せざるべからざる
事情に遭遇せり。

大阪洋 學觀察

時に松下は長崎に逗留すること凡そ五ヶ月
に垂々たり、偶デュリと相別れ、思ふ所
ありて學事觀察と稱し、六月二十二日丹澤同
伴にて長崎を出船し、大阪に赴きたり、豫ての定宿なる安治
川一丁目苦屋定七方に投し、先づ兵部權大頭林清康を訪ひ、
筑前藩邸に罷出で、少參事徳永織入、中村章に面會し款語の
次第ありたり。(三十五兩借)曩に長崎にて逢ひし建部小四郎、
久光彦六、徳重正巳の三遊生は、既に鹿兒島を去りて上坂せ
り、又細井昌太郎、貝原九十郎も國元より上坂し奈良に赴き
しが、兩人大阪に歸りての後は、何れも之れより東京に行く

なり。本船には、八代利征、團平一郎、月形潔等の東京に赴
かるるを乗せ又上野金次郎、竹中作十郎、三島某の兵學校入
寮生を乗せ來れり、松下は此等の先輩諸生とは、新舊談論を
交へ亦得る所あり、二十五日に至り松下は蒼華丸復航に乗込
む、同船客には長野和平、清水貞一、津田長平、河村次平も
乗込みたり、愈々大阪川口沖を出船し、七月二十五日無事福
岡港に歸着せりと云ふ。途中の口吟左に。

福岡 歸着

松下は歐洲より歸朝し、横濱に上陸の後、
先づ上京用務を了へたれば、一旦郷里に歸
り、直ちに鹿兒島に赴き、夫より長崎に轉じ
大阪に來り、須臾も家國を省みるに遑なかりしが、此度は藩
命により御呼戻に遭ひ、福岡に歸着するや、藩地にては意外
なる一大事變の突發するあり。之れぞ明治三年七月十八日以
來糺彈の矢を放たれたる、賈札事件御調の一幕にして、既に
彈正臺より御觸狀到達し、諸役人博多に入込み、藩政廳は上
下學て大騒ぎとなり、一藩の社稷を覆さんとする、事態容易な
らずとありて、急難救済を策し、藩老矢野梅庵等、急遽其月
二十二日大鵬丸に搭し薩藩に赴き、大參事西郷吉之助を迎へ
來れば、事既に遅れ嫌疑者一列は、捕はれて小倉の出張官に
引渡されたる後なりき。去りながら、西郷は其月二十五日福
岡着船と同時に、直ちに小倉に廻航したるに、既に糺彈處分
を了へて豊浦藩へ御預けとなり、馬關に護送の途中にて、長
藩よりは小倉表に、兵隊多數入込み警戒をなし、西郷と彈正

ことに決定し、前途の勉學に、汲々たり、松下は今後の方向
を定めんと欲し、何禮之助を訪ひ、又奈良縣大參事早川勇の
來坂せるに逢へり、又中村章の勤めによりて谷町の洋學校に
赴き、高松藩の香川精一郎に對面して課業の狀況を取調ぶる
所ありしも、別に長所の見るべきものなし。松下は權大風澄
川洗の意見もあり、兎に角暫く大阪に留まりて修業したる後
ち、東京に出で任官すべしとの林清康の勸説もありしが、父
よりは頻りに歸國を促がすこと切なるものあり。之れに就て
は仔細の存するものあり、實は松下は崎陽に在りて、猶ほ勉
學の素志なりしも、佛國領事の更迭により、己むなく方向を
變じて大阪修業と志し、藩廳へ願出でたるに、未だ何等の沙
汰なきに先ち、福岡へ歸らずして直に土州藩船に便乗し、大
阪に赴きたるなり、此事藩廳に聞へ、不都合の所業なりとて
御叱を蒙り、一先づ歸國すべしとの、嚴重なる平松少參事よ
りの懸合狀ありたれば、父蒼路よりは此趣を傳へ、速かに歸
國を促がしたるなり。其書面は左の如し。

大阪 書翰

此書翰を齎らせる東海船には、坂本次平、細江甚吉郎、東
京行大早として乗込み居り、細井、貝原の兩人は松下に別
れ、此便船にて上京したるが、松下は以上の如く藩命とあり
て、自からの輕卒に省みる所あり、幸に七月十四日を以て國
元より藩船蒼華丸の入津するあり、之れにて歸國と決したる

臺諸官との折衝も、挽回の策なかりしと云ふ。此一大藩難の
物語りを聞きては、大に藩情の轉機を知り、今後の一身の方
途に就て大に自省し、謹慎する所ありしと云ふ、三年八月二
十一日藩政廳は、親父に對し左の達書ありたり。

松下留守中 には在米國 ボストンの 平賀先生及 英語教師た り

ウエスタン夫妻より、又は恩師たる瑞西ルサンのリュエ
Iより何れも消息あり、或は千八百七十年八月十日明治三年
に於ける、普佛戰爭の實況を報じ來る杯、爾後相互の音信を怠
らざりしと云ふ。之れよりは益々修得せし學科を攻究し又常
に日本外史を愛讀し、志氣を鼓舞し、又洋行日記の整理等に
日を送れり。

曩に長崎より歸國靜養せる青木善平は、後ち安部忠吉明治四年
一月六日と改稱し、博多聖福寺境内に居住し、曾て長崎同遊の
兵式操練の手塚小吉郎、大塚仁平次及安武次平、安河内忠三郎
杯とは屢々往來し、又彼の長崎に於ける金子才吉丸山事變に
連座したる、富水賢治を始め、松下より十歳年上なる村澤卯
八郎後ち世良田謙造と改稱し、三歳年下なる栗野慎一郎栗野
は謹慎中荒津芳夫と變名し、讚井大兵衛は眞達清と變名
し、何れも何等隔意なく懇に交際せしとなり、又時折には田
原養柏、八木謙齋、村上研次郎とも出會せりと云ふ。

松下は西洋より時々送り來れるもの、中に珍らしき柱曆あ

り、之れを藩廳に呈出せしに、之れは翻譯して差出す様奥頭取魚住明實より傳達あり、直ちに翻譯して上呈せりと云ふ、又特に禁成公仕傳成より、寒暑狂はぬ袂時計を平賀に購入する様この仰付けあり、之れ亦直ちにポストン平賀先生に注文状を發送せりと云ふ。或は小銃寫眞の表裏書の翻譯を命せられ、難解の文字あり、安部忠吉と相談して其命に應せりと云ふ。

松下は最早成年期を超へ、妻帯の己むべからざる事情あり、此年八月十五日を以て、福井丈七の次女、宇多子を娶る、母上は前月より病の床に臥したれば、其看護に心勞し、腫で亦父上病床に就く、三宅益順、廣田田龍、前田凌海の醫伯交る々々診察に盡し、看護怠らざるものありしが、母上は其後本復に向はれたるも、父上は遂に起つ能はず、明治三年十月八日を以て不歸の客となれり、享年五十七歳なり、福岡西町金龍寺塔頭慈眼庵に葬る。

松下は二十三歳を以て家督相續をなす、愈々責任の重きを加へたり、時に未だ喪服中なるに、偶明治三年閏十月十九日西曆十一月十一日大馬三木五六郎後小野隆助のよりは、長知藩知事より至急御用とありて除服差免され、即刻藩廳に出頭せよとの傳達あり、之れは十七日より近海殘島に字魯士船渡來し、今朝上陸狩犬引連れ、發砲せりとこの警報あり、防禦の爲めとありて、夜中急遽取るものも取敢へず、洋服を着して船艦曹に至る、夫れより直ちに波奈より小蒸氣船小鷹丸に打乗り、夜日本船繫留地に至り、殘島に上陸して庄屋石橋某方に至り、引合ひたるに、異船は退去の後にて、何等の掠奪もなかりしかば、

籍の貴重なりし價值知るべきなり。學館の書生は多く之れを借覽したるものなり。

松下は曩に跡式相續の義を願出でたる處、明治三年閏十月二十七日を以て福屋等より御達には「貴殿父蒼路跡抱に被仰付一等卒族に申付候事」とありたり、同二十九日に至り藩政廳に出頭し、松浦權大參事より「洋學引立請持在職中士籍に被加之旨仰出候事」との達書を受け、士籍に編入せられたり。爾來教職に在りて諸生を教授すること數月に及べり、時に奥家扶よりの内報によれば、平賀磯三郎當月初旬横濱に到着すべしとありて、其後の消息を知るの便なかりしが、不圖も十二月二十日糟屋郡青柳宿より、明日歸宅すとの知らせに接したれば、扱ては歸國の途となりしを喜び、松下は翌日松岡と同道して濱男迄に出迎ひ、永らくの間の疎曠を詫び、互に安寧を祝福せりと云ふ。茲に悲むべきは、海外留學の一行たりし青木善平後ちの阿部忠吉は、病弱の故を以て早く歸朝し、松下歸朝後には、鹿兒島に同遊したるも、尙は健康勝れず、歸國の後と雖も、互に力を協はせ専ら洋學普及に意を用ひ、静養の傍ら洋學館に出入して盡す所ありしが、天之れに年を假さず、越へて四年一月六日遂に黃泉の客となれり、一は喜び、一は悲む、交遊の眞情想ふべきなり。

最初の官仕

松下は平賀先生の歸朝により、種々新説を聞き啓發する所あり。未だ親炙する邊なかりしが、四年三月六日突如小川讚岐大參事より、藩廳よりの御呼出に遭ひ、兵部省より御用有之出京すべしとの趣を達せられ、召に應ずべしとの勸説あり、先づ存生

此次第を魚住奥頭取に報告に及び、更に小書院に罷出で、知事公御出座、團平一郎、松浦格彌の役々列座の席にて始末を言上したりと云ふ。斯くの如く維新後の藩狀を窺へば、實に物情恟々として空谷の鷺音も曾ならざりしと云ふ。

修猷館洋學館開設

之れより先き、三年九月には豫て引續き海外留學中なりし平賀磯三郎、本間英一郎は井上六三郎に先ち同道横濱に歸着すべしと喧傳せり、兎角の間に時勢は刻々と進展し來り、松下は先覺者として時勢の必要に迫まれ洋學の急要を唱道し、藩學修猷館に一室を設け、洋學館を開かれ、英佛語を教授することとなり、招かれて教官となれり、助手には岩崎駿雄、清原幹之亮又一建部彦丸、松岡新其他佛語を學びたり、英語の教師として、安部忠吉元青木、船越慶次後改武之れを擔當したりと云ふ。教科書としては更に與ふべきものなし、始めは英語初歩の一冊子を自書して、之れを印刷師に托し彫刻せしめ、乃ち木版手摺にて間に合せたりとなり。而して其後に至りて洋籍入用とありて、東京長崎間にて御買上の事を、松下駿一郎、安部忠吉連署を以て、藩學校中澤大風に宛て願出でたるが、其書籍は左の如し。

一英佛單語對話表 三十冊 一英文典 十五冊 一佛文典 十五冊
一英和對譯辭書 五冊 一佛語明要 五冊

右之内長崎にて買調ひたるもの、英佛通辭書四十部、四拾兩、佛文典拾貳部此代金九兩貳歩と四百文、英和對譯辭書貳部、五部此代金貳拾兩貳歩貳朱、佛語明要五部此代金十五兩貳歩二朱等に過ぎず、之れに據りて之れを見れば、當時の書

の母上に相談して受諾することに決せられたり。是に於て乎、修猷館を辭して赴任を急ぐこととなりしが、折角端緒に就きし洋學館の方は、教官を失ふこととなりたるも、跡は僅かに松岡岩崎其他の助手に依りて授業を繼續せりと云ふ。松下は父歿後母上を奉養すべきも、今は出世の前途なれば、暫くの間世話を托すべく、親戚なる春吉中洲の眞野伊八方に本宅なる風呂尾町の建付の部屋を此處に移築し、母上の棲家となせりと云ふ。出立に先ち、琴成老公の御側に伺候し、御時計を拜領し又洋書和解の券に對し御内分金子を拜領したり、尙は平賀を通じて御頼みの箇條あり、横濱ブレンウツールドへ蒔繪小簞笥を賜はる事、横濱海岸六番アীগステンハイドへ、亞國より東京御屋敷への信書取扱の御禮土産の事、三條公去冬異國再渡の御世話に對して御禮の事、岩倉大納言へ傳言挨拶の事、朝廷へ御献上の英書持參の事、又は初學のスペルリングブック十四五冊購入の事、及び往年平賀と亞國にて會遇せし、鹿兒島藩の永井五百介本名吉田巳二の今東京に歸朝せるや否やを調べ挨拶の事等、其他用向を附託せられたりと云ふ。

四年三月十六日愈家郷を出で上京の途に就き、陸路小倉に至り馬關に渡り、二十一日山口藩船丙寅丸に乗込み同地を出帆し、二十三日着坂せり、尙は浪華修業として醫學生岡崎陟、中村彌十郎、河野景純と同船せしが、一同は爰に上陸の後打ち連れて大阪藩邸に參候し、讚井嘉八當役に面接せりと云ふ。數日間逗留中には、谷町に林兵部少丞を訪ひたるも、生憎日田表出張の不在中にて面會する能はざりしと云ふ、二

十八日大阪出立四月二日に着京し、先づ養年宿泊せし汐留の霞屋秀太郎方に投宿し、直ちに霞關藩邸に伺候し、團權大參事を訪ふ、藩邸よりは早速松下の着府の趣を兵部省に届出でたれば兵部省よりは四月四日付を以て、明五日第一字に禮服着用大風同道出省すべしとの達あり、依つて時の大風久田辰巳に導かれて、大名小路なる兵部省に出頭したりしに、兵部大丞河村純義より「海軍所出仕申付十二等官祿被下賜候事」との辭令を交付され、自今當省出動方を申付けられたり、之れ實に松下の仕官の登龍門なり。此に説明し置くべきは、之の俸給の制たるや米建にして、十二等官祿と云へば、六十二石に當り、之れを淺草藏前にて賣立て、之れを現金に引換をなすものにして、米一石の相場は當時壹兩内外のものなりしと云へり、亦以て當時官職支給方法の異なる一斑を窺ふべきなり。實は松下の仕官に就ては、前年大阪に赴きたる節に、林清康の勸説もあり、自分は元來佛語修業が専門なれば陸軍に行くが至當なるに、其學歴素養が英語にありと認められたるが如し、其役目を海軍の方に振向けられたるは、或は間接推薦の事情に起因せしものと察せられたりと云へり。海軍の職務は中々複雑を極め、服制の事より、又は外國水兵の指導方及び翻譯方にも従事したりしが、後ち六月二十日には兵部省本省詰に轉任し、練兵の稽古より翻譯方に至る迄、海軍所に在りし時よりも、一層事務の繁忙を加へ來り、又傍ら高橋少丞よりの頼により、教導團なる英人ヨールの通譯役を勤めたりと云ふ。在京中長崎以來の知る人とは少かりしが、此頃前年來登京し大學南校に在學せし、吉見重次郎吉見均の石松

決後の平は屢々往來せしとなり。松下は職務の繁劇に驅られ、病體となり、有吉周平醫伯の診察を受け、藥餌に親しみしが、到底其職に堪へ難く、暫く休養の必要を認め、七月十九日に至りて、遂に辭表を兵部省に差出せり、然るに此願出に對しては即日開届け難き旨の申達ありたり、此引留に就ては、不東の身にこり冥加至極なるも、病性根に入り暫らく加養せざれば、全快覺束なき旨の醫師の戒あり、格別の仁惠を仰ぎたしとの再願書を提出せり、此時懇親なる松本良順、高橋少丞は親しく赤坂一ツ木の宅に病氣を見舞ひ、容態を見たるが、當時役所の方は無人にて困り居る際なれば、今辭表を差出すことは差控へ、此儘にし暫く静養して可ならずや、若し長引き巴むを得ざる場合には、代るべき人を出すか、何れにしても可成適當の手續を取られたしとの勸告あり、而かも松下の病勢は減退せざるを以て、遂に大學南校に入院し、療養に勉むることとなりしが、之れより先き、福岡表よりは御用の次第あり歸縣を促し來り、又縣廳よりは政體改革に伴ひ洋學館開設の處、洋學を研究したる者なく、松下を引戻さんことを過日兵部省に伺出たる處、即時許容ありたれば、早々歸縣せよとの申越ありたるより、松下は大に安心の體なりしが、亦意外にも此度兵部省より其縣入用の趣は詮議の筋あり、此際開届け難しとの旨を、縣廳へ更に通達ありたりとの趣通報に接したり、松下は甚だ不本意とせしも、病も稍輕快に赴きたれば、時機到來を待ちつゝ、此儘経過せし處、八月二十七日に至り、兵部省よりは、改めて教導團の下等通譯申付候事との辭令ありたるを以て、暫く此方に勤務せしが、又例の

持病再發して關節の痛所に悩みたれば、教師ヨールにも事情を語り、直ちに東校醫院に入り、佐藤舜海の診察を受けしに、今充分の療養を戒められ、且は母上も前年來病後の健康を氣遣はれ、一先づ歸國慰安の道を講したき折柄、唯請暇に日を送りては、曠職の譏り免れ難し、此際絶つて辭職の義許容ある様願出でたる處、此度は滞りなく四年九月十四日附辭意を聞届けられ、野津中將より辭令を交付せられたりと云ふ。

長知公洋行

松下は退職後閑散の身となり、屢々琴成老公の御側に近侍し、御外出の際には多く御供を申上げ、又長知公の英語學稽古始めにより御教導として、毎日溜池の御屋敷に出動したるが、之れは

長知公には、近く洋行の準備としての御修業なり、之れより先き平賀磯三郎は、歸朝後一應郷里に歸省したるも、四年六月二十二日には出京し、間もなき辯官より御呼出あり、奏任出仕九等官祿拜命されたるが、此間長知公御洋行の義に就て、老公よりは種々の御相談あり、平賀自身も亦政府より洋行仰付けられ、米歐回覽としての岩倉特命全權大使に隨從することとなりしが、平賀は松下の仕官前途に就ては種々肝煎をなし、又平賀の外遊と同時に、松下へも司法省より洋行すべく内意ありしも、一身の都合上辭退する所あり、殊に司法省よりは司法大輔佐々木高行御用命を拜し、壬生縣知事島居忠文も同行することとなりと云ふ。

扱長知公の御洋行に就ては老公の御思召により、金子堅太郎團琢磨平賀義實の推薦によるの兩人は、隨從留學の恩命を蒙りたり。松下は洋行出發の乗船準備として、四年十一月八日には家扶

梶原寛、有田權少録、丹増荒、海津諒之介、松岡龜雄等と共に、築地海岸出船所より弘明丸に搭し、横濱に赴き、本町一丁目なる深見屋松右衛門方へ投し、一統の宿所の取極めより又は爲替取組に至る迄、萬般の事に關し、舊知なる瑞西ブレウオールドの幹旋を乞ひたるが、梶原寛の持參せる三井引換手形二千四百兩は、横濱九十番にて洋銀建爲替を取組み、船は太平洋飛船アメリカ號と決定し、船室は第二十番上等室を占領し、夫々新兒格までの船賃を拂込み準備を整へたりと云ふ。翌九日長知公には金子團兩人を伴ひ横濱に來着あり、深見屋御泊となり、十日には長知公自から白縮箱着正御持參にてブレウオールドに挨拶あり、ブレウは一行を案内し市中を見物する杯周旋せりと云ふ。此日佐々木大輔、島居忠文は肥前屋七兵衛方に着し、平賀は亦此日に來着し、松下とは曩日海外留學以來久振に同宿にて一夜の物語をなし、又の名残を惜みたり。愈十一月十二日には長知公一行は、太平會社飛脚船アメリカ號吃水四十五噸に乗込み、平賀は再度の洋行として岩倉特命全權大使隨員一行に加はり、勇ましく横濱を解纜し、萬里の征途に就かれたるは、之れ實に舊福岡藩第二次の洋行首途として、先覺松下は始終心を碎き、世話役を勤めたるなり。此日長知公よりは松下に對し、留別の記念として帽子を賜へりと云ふ。

司法省時代

松下は曩に自から不適任として劇務に堪へずとして、四年九月兵部省の職を去りて以來、健康も漸く回復に近づきたれば、平賀氏

は新たに司法省に入らんことを懇請し、其肝煎の結果により

偶々四年十一月四日司法省よりの御用あり、九等出仕拜命の辭令を受け、明法寮勤務となり、再び官仕することとなりたり。此時御雇教師として法學博士ブスケ氏來朝し、ボアソナード氏亦御雇教師として來朝し、名村泰藏通譯を受持たり、時の司法卿は江藤新平にして箕作麟祥、西成度、玉乃世履等の司法會議に當りては、松下之れが通譯の任に當り、或は高知藩札一件に付、司法裁判の通譯をなし、時に又司法省法學校教師ブスケの建議の翻譯をもなし、或は鳥獸魚鱗法律の翻譯をなして司法卿に提出し、次で翻譯課規則の建言をなせりと云ふ。當時の法學校は一年生三年生八年生の編制なりしが、寺尾亭後年法學博士、福本誠初名巴村、井榮の如きは當時の八年生にして何れも松下の眷顧を受けたるなり。往年學閣に上ほりし首相原敬も、當時同學窓の一人なりと云ふ。松下は再度の就官以來多忙の身となりたるも、曩に兵部省辭職の際より、一度家郷に残せる嚴母を省みんどの念頗あり、依て暫らく請暇を得て、四年十二月十九日凌風丸便船に乗り大阪に到り、此處より蒼準丸に乗換へ、越へて五年正月十二日福岡表に到着し、春吉中洲なる真野伊八方に歸省し、母上の安寧無事を祝福せりと云ふ。此度は老年の母上を奉養の爲め、親族協議の上一家を引經め、東京に寄留方を縣廳に願出で、開濟の後も、愈其年正月二十九日母上を帶同し、外には高原静夫妹阿都家女及び川庄藤吉郎を伴ひ、又同船の乗合には久野一榮、眞藤權大属、江上澄、池田作父子、井上重之、大黒屋國作同人は大阪、何れも蒼準丸に搭し、福岡港を出發し大阪に到る、同地よりは東京通飛脚船に乗移り、二月十日に品川に到着し、直ちに

上陸の後も、赤坂溜池邸内に安着し、先づ華成公に伺候し拜謁を得たりと云ふ。松下の敬度の情想見すべきなり。松下は歸省中より病氣あり、歸着後武谷椋亭待醫の診斷により、間もなく東校病院に入り、佐々木大助教の診察を受け、攝養を加へたるも早急には癒へず、始めは一週間の許を受け、更に二週間半の日延を乞ひたるも、尙ほ快復の見込立ち兼ね、此儘無爲にして官録を食むを解とせず、出仕御免を願出でたるも、事情己むを得ざることをして書面は返付となりたり、然るに徒らに戸位素餐に甘んずる能はず、此度は、官等級引下を願出づると同時に、尙ほ引續き向ふ一ヶ月許の療養開濟を願出でたるに、司法省よりは其請を容れ、從來の九等官を繰下げ、十等出仕に申付け、本務は元の如くにして、爾來療養を續けしが、漸次快復期に入り、四月九日を以て無事東校を退院することとなりたり。

松下は入院中と雖も應分の事務を辭し、佛蘭西法律書「レジュマシオン」の政律の部の翻譯に着手し、(明治五年三月)時々華成公の御用により、亞國往復文書の取扱を處理し、又は亞國在留長知公其他の御送金爲替手續毎には、横濱駐在ブレウオールドへの紹介及びブスケ氏に爲替取組の交渉手傳をなしたり、愈退院の後は本職に執筆し、佛法律教師ブスケの翻譯を司り、或時は華成公邸に於て陸軍教師佛國上等士官エシマン、コロネル並に甲比丹ジュールダン、ルボンの來謁に際し、又は夜會の節杯通譯を勤めたり。

ブスケ氏は松下の在歐中瑞西ブリツカ市に於て、色々世話を受けたる恩人にして、特に歸國に際しては路用金の立替を

なしたる舊誼ありしが、ブスケ氏は後ち又本邦に來り、築地瑞西領事館に駐在し、屢黒田家の外國關係事項に付て幹旋する所ありしより、曾つては華成公ブスケを自邸に御招きあり、鴨獵の御催しありたるに際しては、世話役を勤めたりと云ふ。五年の四月十八日任滿ちて本國に歸へるに當り、老公よりは敬意を表し、土産物として殊に我舊藩地に於て、製織する所の筑前博多織を贈らしめ、尙ほ感謝文を添へ、松下之れを草したりと云ふ。



明治五年十月十日より始められたる民法會議には、江藤司法卿を始め、福岡大輔、横田大丞、島本大丞、玉乃權大判事、細川中議官等出席し、御雇教師ブスケ及ブスケ兩人の通譯をなし、會議の經過を整へたり。又控訴裁判構成法會議にも關與せり、而して、之れに關聯せる問題として、佛國より新たに歸朝したる黒川誠一郎の控訴規則草案に對する、ブスケ及ボアソナードの意見の翻譯をなし、踵て兩教師より提出せる多くの重要文書は、總べて翻譯處辯せりと云ふ。傍ら刑典原論及那破舊傳杯を翻譯せり。

其後左院御雇教師ブスケ大砲隊長ルボン及び歩兵隊長教師エシマン一同を御獵場に御案内の應接をなし、五年十月又瑞西總領事ブレンウオールドの招きにも、同じく御獵の催に接待をなし、河村大輔始め一同と伊太利公使訪問の際には、御供をなし、三十五日七年の冬には老公より伊太利公使コントフエドスニア及び瑞西總領事ブレンウオールド、並に英人ウオールター、外に瑞西國バルの少年サラザン等を溜池邸に招かれ、夜會の催には、應接通譯の役を勤めたり。又其後九年七月紙幣寮御雇伊太利人キヨソネ上野公、四郎溜池邸に來訪の砌、御對話を取持ちたり。次でキヨソネより神田錦町私宅に案内あるに際し、之れに出席し、

次で又老公の御供をなし伊太利公使館に於ける同國演劇を見物せりと云ふ。此他工部省御雇英人ジョイネル夫妻、マクウキン夫妻、ブウツク及女王の侍従カンベルを招かれたる夜會にも接待せり。曩にブスケ氏の來朝に付ては特に、附添として參内し、(五年十二月)或は瑞西國ブリツカのゲスネルの來朝の際には、五十二番館に於て應接をなしたり。夫れ斯くの如く外人接觸の機會ある毎に、必ず通譯に努めたる松下の勞を多とせざるべからず。

明治五年十月十日より始められたる民法會議には、江藤司法卿を始め、福岡大輔、横田大丞、島本大丞、玉乃權大判事、細川中議官等出席し、御雇教師ブスケ及ブスケ兩人の通譯をなし、會議の經過を整へたり。又控訴裁判構成法會議にも關與せり、而して、之れに關聯せる問題として、佛國より新たに歸朝したる黒川誠一郎の控訴規則草案に對する、ブスケ及ボアソナードの意見の翻譯をなし、踵て兩教師より提出せる多くの重要文書は、總べて翻譯處辯せりと云ふ。傍ら刑典原論及那破舊傳杯を翻譯せり。

越へて明治七年我國の法制未だ備はらざるに當り、司法省へは佛人ドクテール及ムーリエを雇入れ、松下又之れに應接せり。同年十月七日より商法會議開かれ、ブスケの通譯をなすこと亦例の如し。之れより先き米人ヒール佛人ブスケと同道し、正院審地事務局に出て、平井外部少丞に應接し、後には大隈參議に面接し、審地の事情と支那政府との情勢とに就て進言する所ありしと云へり。越へて九年九月十一日より和蘭公證人律ラバールの、省第四局分局に於て諸法律講義を

開始するや、松下は取調掛となりて執掌し、其年十二月に及べりと云ふ。

新歸朝者 喜憂消息

曩に岩倉全權大使一行に随ひ、米歐回覽の途に上ばりし平賀義質は、明治六年九月十三日歸朝し、次で我藩第一次の留學たりし、平賀を筆頭として松下等同行せる殘留生井上六三郎本間英一郎は、同七年八月二十二日を以て無事歸國したれば、直ちに溜池邸に伺候し御禮を言上せり、老公は足掛八年の成業を喜び、平賀松下と共に御招きを受け、晩餐の饗應ありしと云ふ。松下は往年一行の留學差止め之の悲運に逢ひたるも、自から先きに歸朝して之れが復活を圖り、官費生としての留學を繼續せしめたる、當時の苦心の情狀を回想し、兩人の成業を見て、一層の感懐を深ふせりと云ふ。松下は長崎以來の同交たりし栗野慎一郎の同伴を乞ひ、特に井上本間の兩人を某所に招きて、一席の懷舊を語り、新歸朝談を聞き祝福する所ありしと云ふ。而して同四年十一月に平賀と同船渡米留學せられたる、舊藩主黒田長知公は、明治九年の八月二十七日を以て横濱に歸着せられたれば、松下は御歸還を新橋驛に出迎へ、夫より九段富士見町の御邸に見送り、恙なき御歸朝の祝詞を言上せり。曩に長知公は擊成公と溜池邸に御同居なりしも、四年十月二十三日には小石川區小日向町に御引移りたりたるが、恰かも御歸朝の當月十一日には、復た麹町區富士見町二丁目舊木戸參議邸に御移轉となりたるなり。(後宮内省に歸する)
又長知公の洋行に隨從せし金子堅太郎子爵を授けられ今團琢磨

磨三井家元老たり。の兩人は、猶ほ米國ボストン府に留まりてハバード大學に在り、學成り業を卒へ足掛八年の後、明治十一年九月二十三日を以て無事歸朝せり。越へて二十六日には、老公御喜びとありて、特に溜池邸に招き御饗宴あり、松下も陪席せしと云ふ。爾來金子團兩人は永年松下と深交を重ね、松下は先生格として指導誘掖せられたること尠からざるものあり。

茲に金子團兩人歸朝に踵で黒田家の恩顧により、英國に留學したる石松定初名決と書す、大阪工業界者、大坂工業界者、往年長崎留學の最年少者にして、明治十一年東京大學卒業直後の俊才として、洋行の議起るや、井上良一の導きにより、特に松下は擊成老公に屢面謁し、同人の洋行を勸説し、尙ほ高橋達等と懇請を重ね、其年十一月に至り、嘉納せらるゝや、次で洋行學費を受下げ、横濱九十番ウオルフの爲替取組に至る迄の世話をなし、愈其年十一月十九日横濱解纜渡歐の途に就きたる後と雖、幾回に涉り學費送付の爲めに心配する所ありと云ふ。留學四年の後十四年七月歸朝せり、松下の後進を推奨したること概ね斯くの如し。

松下の最も悲むべき一事は、前記同學の一人なりし井上良一の出世央にして、精神に異狀を來たし、十一年七月三十日井上は福本誠、石松定と同伴し大阪に至りしが、井上は靜養思はしからず、京都南禪寺畔癡狂院に入る、後ち高橋達は看護として其地に赴きたるも、井上は九月一旦歸京することとなり、其月二十九日松下は江木高遠と共に同人を横濱に迎へ、東京新橋驛に連れ歸り、直ちに佐藤進、松山棟庵兩醫伯の診

斷を乞ひ、老公にも同人の病狀を言上し、療養に盡す所あり、一時小康を呈したりしが、翌十二年正月二十九日井上は麹町番丁なる平賀先生を訪問せしに、生憎當日は九段靖國神社招魂祭相撲見物の留守中にて、家人の隙を窺ひ、同家の井戸に投し絶命したるは、遺憾の極にして、之れ全く精神の發作に基き、斯かる不慮の變事に遭ひたるを悲しみ、朝野の學者紳士に惜まれたるは、後年東京青山墓地の碑表に歴然たるものあり。松下は井上の跡始末に付て一切を處理する所あり。

茲に又悲むべき變事は、先生と尊敬せし平賀義質の長男固太郎の不慮の逝去に際し、先生亦次で、十五年四月四日突如永眠せられたる事なり、恰かも松下は長崎控訴裁判所に在りし時なり、遽然此訃音に驚かされ痛惜措く能はざりしと云ふ。後日平賀家を相續して家名を發揚したるもの誰ぞとなす、之れは是れ前記新歸朝者たる石松定にして、即ち後の工學博士平賀義美なるを知るべし、因縁の存するものあり。松下の悲嘆亦以て憤びたりと云ふべし。

裁判所 時代

以上松下の生涯を通じ經歷の記すべきもの固より多しと雖、今は僅かに維新後明治政府の西洋の文物制度を取入るゝに當り、外人との應酬翻譯事業に執掌せられたる事蹟の一端を、叙記するに止めたるなり。

松下の始めて仕官せしは、明治四年四月兵部省入りを振出しに、海軍所出仕となりたるも、病氣に罹り、其年九月には一旦退職の後、十一月には司法省に入り九等出仕を拜命し、明法寮に勤務せしも、又々病氣再發し、療養中は官等引下げ

を允請し、五年三月十等出仕として勤務の後、愈健康狀態に本復し、事務の繁劇を加ふるに隨ひ、其年七月には九等出仕に復し、翌月には明法權大屬に任し、翌六年二月には明法大屬に進み、八年五月司法大錄となり、九年七月には本官を免じ、更に翻譯課御用掛となり、専ら翻譯事務に精勵し、十年一月官制改革により大錄大少屬の稱は廢せられ、更に司法二等屬となり、同年四月には一等屬に進み、十三年三月に至り太政官に轉して一等屬となり、同三月には法制部に勤務し、十四年五月始めて判事に任じ、之れより地方に出で、裁判事務に執掌することとなりたり。六月神戸裁判所所長となり、七月從七位に叙せられ、其年十月には長崎控訴裁判所所長を命ぜらる、越へて十七年二月には正七位に陞叙し、十九年五月控訴院評定官に兼任せられ、奏任官三等となり、長崎控訴院評定を命ぜらる、其年七月從六位に叙せられたり。二十年二月には公證人登用試験委員を命ぜられ、同年十二月には廣島始審裁判所長に任じ、二十二年十一月には大日本帝國憲法發布記念章を授與せられたり。其年十二月勳六等に叙し、瑞寶章を賜ふ、二十三年八月山口始審裁判所長となり、同十月山口地方裁判所長に任せられたり。二十五年二月正六位に叙し、時恰かも二十七年七月日清戰爭勃發の當時廣島地方裁判所長に補せられ、十二月勳五等に叙せらる、二十八年十一月には高等官三等に陞り、二十九年十月從五位に叙せられたり。其年六月には二十七八年事件の功により賜金あり、三十二年一月大審院判事に補し高等官二等に陞る、至る所判官として令名あ

りしが、此年頃より性来の健康宜からず、遂に同年同月病氣の故に以て現職を退き、暫らく閑雲野鶴の身となり、爾後東京に僑居し静養することとなりたり退官後三十九年四月には明治三十八年戦役の功により、勳五等雙光旭日章を賜ひ、亦賜金ありたり。

福岡市長時代

松下は官海を去りたりと雖、世は未だ松下の退隱を許さざるものあり、時恰かも福岡市に於ては、奥山市長の後任を求めんとするものあり、幸にして郷黨の先覺たる松下を後繼市長として迎へんとす。松下は第一選の市長に推薦し、其上任を見るに至れり。之れより松下は懐かしき福岡の地に歸り、自治制に關與し、爾來多端なる市政を變理し、大に盡瘁する所あり、而して在任中事蹟の稱揚すべきものありと雖、今一々列舉せざるなり。就中特筆せんとするものは、福岡醫科大學創設の一事なりとす。顧みれば明治三十四年の交、我既設の東京、京都兩帝國大學の外に、更に帝國大學を九州の地に設置せんことを議、朝野の間に唱道せらるゝや、幸に時の帝國議會は新醫科大學創立豫算に協賛を與ふ、是に於て乎、是非共本大學は福岡の地に誘致せんとの輿論の勃興するや、松下は市長として率先して市民有志の凝議の下に、九州大學設置期成會なるものを組織し、推されては委員長となり、幹旋大に努むる所あり。時に或は上京し政府當路に陳情し、在野有力の援助を請ひ、其運動至らざる所なく、遂に福岡醫科大學は京都帝國大學の一分科として、福岡に設置することに決定し、後年綜合

ば内外官に在ること前後三十有四年の久しき、類既に其職に留まるに適せず、即ち四十四年十一月を以て、冠を掛けて故山に歸り、悠々自適閑日月に餘生を送られたるなり。

歴世

松下の父蒼路^{理兵大}は文化十一年^甲正月二十一日に生る、川庄左平の第四子にして、天保二年十二月九日入つて松下家を嗣ぐ、天保三年春江戸在勤御構御用所方命せられ、同十三年十二月に至る、後ち長崎勤番數回勤務し、嘉永二年八月御仕組方申付けられ、同四年九月長崎御茶屋附となり、安政四年十月仕法替御茶屋書役御仕組御用受持となり、後城代頭支配となり、慶應元年七月一代直禮御無足組被仰付、明治三年四月監庫曹添役即ち司計局權少屬に歷任せり、明治三年十月八日病を以て家に歿す、享年五十歳なり。母八重子は白石氏、忠右衛門の娘にして、弘化三年五月九日入つて蒼路と婚す、長男嘉一郎後の直美を生む、直美の司法省初任の砌、母を伴ふて東京に移住し、奉養盡くせしが、豫ては羸弱の餘、明治十一年九月以來病床の人となられ、療養怠らざりしが十月十五日遂に易簀せり、享年五十五。直美は海外より歸朝後、間もなく鹿兒島遊學より長崎に留まり、後ち大阪に奔逸し、方途定まらざる中に、父病擲の人となり、看護に心を碎き妻帯の事情に迫り、明治三年八月十五日を以て、福井丈七の次女宇多を娶り、一男一女を生みたるも、皆早死す、直美の初めて處世に當り、未だ内助の功をなさずして、明治十年七月二十日病歿せられたるは惜むべく、年を享くること二十三。次で其年十一月後妻として京都府吉田誠之輔の妹可免^{初字}を迎へ、七男

朝鮮在官時代

松下は既に官仕に断念せしが、日露戦後日韓協約に基づき、韓國に統監府を設置せらるるや、松下に適當なる官職を要求するものあり。乃ち統監の指導の下に立てる韓國政府に聘せられ、光武十一年一月^{明治三十一年}慶尙北道裁判所法務補佐官に任ぜらる、隆熙二年五月^{明治四十四年}判事に任じ奏任二等に叙し、大邱控訴院部長に補せられたり。明治四十二年七月に至り、司法事務を我政府に委託實施となり、裁判令公布に伴ひ、法部廢止に付現職廢官となるや、其年十一月には統監府判事に任じ、高等官三等、大邱地方裁判所長に補せられたり。隆熙四年六月^{明治四十四年}勳二等八封章を賜ひ、明治四十三年八月に至り日韓併合の條約成るや、九月には制度の改正に伴ひ廢廳廢官となり、同年十月一日帝國政府の治下に於ける朝鮮總督府判事に任ぜられ、四十四年十一月高等官二等に陞叙し、勳四等に叙せられたり、同年十一月二十九日願に依り現職を退かる。以上松下は最後の奉公として、韓國庶政更新の際に當り、彼の司法制度の改善に力を致し、次で日韓併合直後の朝鮮總督府最初の裁判事務に當り、大に努むる所ありたり。顧みれば

三女を生む、子福者と云ふべきなり。長子直英は京都帝國大學に法科を修め、明治四十三年業を卒へ後ち官仕し、朝鮮總督府地方法院判事に任じ、木浦、晋州、大邱、光州、統營の各裁判所に歷任し、今は馬山裁判所に勤務せり。二男美弘は明治三十八年士官學校を出て軍務に執掌し、曾て久留米旅團副官となり、奉天獨立守備隊附となり、又滿洲關東軍司令官副官として少佐に進級し、今は待命たり。三男三雄は早世し、四男親友は大正二年大阪高等工業學校を出て、兵庫縣御影町開田氏を嗣ぐ、曩には大阪亞鉛鑛業株式會社又は元日本硝子工業株式會社後の大日本麥酒株式會社に從事し、今は三菱系統の麒麟麥酒株式會社製糖事業に從事せり。五男威は大正九年米澤高等工業學校を卒へ、始は東洋紡績株式會社の四貫島工場に入り伊勢山田工場に轉じ今は同會社の名古屋支店に在勤し。六男嚴は故金山尙志の養嗣子となり、十歳にして朝鮮官舎に病歿す。長女環は元三重紡績株式會社、後の東洋紡績株式會社重役たりし工學博士眞野愛三郎^{大正十二年八月十七日歿享年五十三}に嫁す、愛三郎は親戚なる眞野伊八の三男なり。二女ユキ^{大正十二年三月廿一日歿享年三十四}は三重縣四日市市藤本幸太郎に嫁す、藤本は東京高等商業學校を出て同校教授となり、後ち三ヶ年英獨に留學し商學博士となり、今は東京商科大學教授兼文部省督學官たり。三女綾子は大阪府小林愛三に嫁す、小林は大正三年京都帝國大學電氣工學科を出て、後ち日新電機會社技師、大阪電機製造株式會社技術課長となり、後年大阪變壓器株式會社を創立し、今は專務取締役として執掌し、又西島變壓器株式會社取締役たり。各家を成し身を立て、父母の名を顯はすに至る、子孫彌榮へ家門の隆昌長へに祝福すべきなり。

跋言

余は松下先生には、先生の福岡市長就任の日に於て始めて警嘆に接したるなり。當時余は博多商業會議所書記長に勤務し、先生の九州大學設置運動に際しては、期成會の一員として犬馬の勞に服し、常に先生の高風を敬仰したるものなり。日露戦役終局後の韓國政府に聘せられ、日韓併合後の朝鮮總督府に職を奉ぜらるゝや、山河隔絶清談を越ここ亦昔日の如くならず、後年閑雲野鶴の身となり故國の山河に懐懐せらるゝや、復當年の和親を重んじ先生の遺門に入するこも願はり。而して先生晩年健康勝れざるものあり、時に藥餌に親しみ、言談の自由を缺き曾つては往年の洋行を懐じ遺憾を語り、世能を探りては資料を供せられ、調査探究得る所ありしも、意圖未だ悉ざるに當り、時に亦夫人の病めるに遭ふ、先生多難の境遇同情に堪へざるものあり、時維昭和二年の初頭寒氣病を撃くものあり、偶先生の尺牘あり。近狀を窺ふ曰く。

嚴寒の折柄極めて御無事と推察致候當方も爾來一層の烈考にて唯々日々一室内に縮込み風ひかの様に火桶に仕喫み付居申候 拜具

昭和二年一月二十二日

先生の概歴の今聞かんを欲するものあり、然れども先生の動靜を知り、先生の遺志を遂げざるべからず、一書を返り、適宜面晤の機を得んことを以てせり、左の返書あり曰く。

過日拜讀御返事延引頃日の大寒氣大に閉口幸に自分は未だ無事兎や角相違ぎ居候し愚妻未だ全快に至らず加ふるに數日前より胃痛にて相苦しみ日々醫師を要し専ら療養中に付春暖の候に相成候迄は御來臨を御見合せ願度尙ほ時下貴禮の御自愛祈申候餘は省略他日に譲り候 早々

昭和二年一月二十八日

斯くの如く先生の事情を察し、春暖の候を待つこととし、暫らく自由訪問を極し、一日も先生の快癒の速かならんことを祈るのみならず、其年の五月二十八日病氣に平まり、復起つ能はず、遂かに他界の人となられたり、聞らざりき最後の書翰絶筆とならんとは、痛しい哉享年八十。固より天壽を全ふせらる亦恨みなかるべし。葬を金龍寺に返りてより、茲に一周年忌辰に當り、聊か先生の経歴を叙し、以て往年の我福岡藩洋行先驅の事情を明らかにし、併せて修

得せる洋學の活用が、遂に我國文化の淵源を基せるを導かんす。想ふに明治政府が始めて泰西の法律に則り、外國の教師を雇聘して其制度を布くや、先生率先して翻譯の任に當り、法制の實施を神補し、他日法典の進歩發展に貢獻し、多年亦司直に盡されたる功績は永久朽らざるべきなり。實に先生は我國に於ける洋學の最先覺者として、筑前當代の先驅に至るまで、松下を推して先生の敬稱を與へられたるものなり。福岡人士の誇りとして、常に先生の高風を欽仰す、後進の士大に努めざるべからず。

今初稿に増補修正を重ね、敢て閱考を願ひ、概歴を公にする所以なり。顧みれば先生の明治二年十一月鹿児島に遊學し、翌年正月中途長崎に赴く航海中に於て、天草灘海難に遭ひ、携帶せる日記書類の一部は、沈没散逸の厄に罹り、資料に缺ぐる所あり、且ば先生の急遽逝去に遭遇し、意圖悉ざる所ありしは、遺憾至極なり、編次錯誤、記述梗概に過ぎず、若し夫れ詳細の傳記に至りては、他日讀者の編述に俟つべきなり (完)

正誤

前篇(三) 正義表に慶應四年六月朔日の日附より五月朔日に誤りて改竄されたる所因不明とせしが、今維新史料編纂事務局所用の陰陽兩曆對照表に據るに此年四月は閏月にして二重月なり、松下は之に氣付かずして閏四月を平年の五月として記せし爲め順次一ヶ月の相違を來たし六月に至り正當月は五月なるに氣付き以下改竄されたる事情を發見せり。依て兩曆對照に錯誤の記載ある分を左の如く訂正す。

- (一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(二十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(三十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(四十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(五十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(六十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(七十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(八十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十一) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十二) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十三) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十四) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十五) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十六) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十七) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十八) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(九十九) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)
(百) 以下誤訂正 四月二十六日の前日(慶應四年六月朔日) 七月五日(閏四月朔日)

368
228

終